

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘販売などの特定の取引で、商品やサービスの契約をした後に、冷静に考え直し「やっぱりやめたい」と思った場合、**一定期間内であれば**消費者から無条件で**契約を一方的に解除できる**制度です。

クーリング・オフの効果

契約がなかった状態に戻すことができます

返金

損害賠償・
違約金等の
支払い不要

返品取引費用
等は事業者が
負担

工事など完了して
しまった場合でも、
無償で元の状態に
戻してもらうこと
ができる

適用期間

契約書などの**法定書面**を受け取ってから起算します。

「買った日から何日」
「契約した日から何日」
ではありません！

書面に不備があった場合、
書面を交付されなかった場合、
事業者からクーリング・オフを妨害された場合は、
改めて書面を受け取った日から起算します。



クーリング・オフの仕方

<p>契約解除通知書</p> <p>次の契約を解除します。</p> <p>契約年月日 平成〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇円 販売会社名 〇〇株式会社 担当 〇〇〇〇氏</p> <p>支払済みの代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。</p> <p>令和〇年〇月〇日 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社</p>	<p>郵便はがき</p> <p>〒 〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>〇〇株式会社 代表者様</p> <p>〇〇〇〇〇〇</p>
--	---

必ず**書面**で通知しましょう

- 簡易書留で郵送しましょう。
- クレジット契約した場合は信販会社にも通知しましょう。
- ★はがきは両面をコピーし、手元に証拠として残しましょう。

消費者ホットライン



1. 局番無し「188」を押します
 2. お住いの郵便番号を入力します
(わからなくても利用できます)
- ↓
- お住いの近くの消費生活センターや
消費生活相談窓口をご案内します

彩の国



埼玉県消費生活支援センター

本所(川口): 048-261-0999

熊谷支所: 048-524-0999

【受付時間】9:00~16:00(月~金)

(祝日・12月29日~1月3日を除く)
川口は土曜日でも受付しています

クーリング・オフ制度

クーリング・オフができる「特定の取引」と「適用期間」

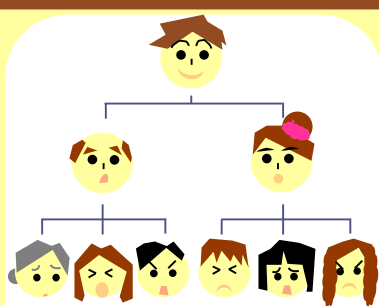
※特定商取引法に基づく取引内容です。



訪問販売
(キャッチセールス・アポイントメントセールス・SF商法など含む)
(8日間)



電話勧誘販売
(8日間)



連鎖販売取引
(マルチ商法・ネットワークビジネス)
(20日間)



特定継続的役務提供
(エステ・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス)
(8日間)



業務提供誘引販売取引
(20日間)



訪問購入取引
(8日間)

クーリング・オフできないケース

- ・政令指定消耗品で使用または一部消費したもの（健康食品・化粧品・履物など）
- ・3,000円未満の現金取引
- ・自動車（リース含む）
- ・自分で販売店に出向いて契約した場合
(注：『特定継続的役務提供』を除く)
- ・自分から自宅で契約することを事業者に請求した場合

★通信販売にクーリング・オフ制度はありません

でもあきらめないで
クーリング・オフ以外にも取り消しや解約、他の法律で解決できる場合があります。
こんな場合は、どうなるの？
まず、何をしたらいいの？
お困りの時は、
すぐご相談ください

消費者ホットライン



1. 局番無し「188」を押します
 2. お住いの郵便番号を入力します
(わからなくても利用できます)
- ↓
お住いの近くの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します

彩の国
埼玉県消費生活支援センター
本所(川口): 048-261-0999
熊谷支所: 048-524-0999
【受付時間】9:00~16:00(月~金)
(祝日・12月29日~1月3日を除く)
川口は土曜日でも受付しています